

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における
核燃料物質使用変更許可申請書の許可の基準への適合について

原規規発第 2302066 号
令和 5 年 2 月 6 日
原子力規制庁

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用の変更に関し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から提出のあった「核燃料物質使用変更許可申請書」（令和 4 年 8 月 30 日付け令 04 原機（サ保）075 をもって申請、令和 4 年 12 月 26 日付け令 04 原機（サ保）106 をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 5 条第 3 項において準用する第 5 3 条各号に掲げる許可の基準に適合しているものと認められる。

II. 変更の内容

本申請における主な変更の内容については、以下のとおりである。

(1) プルトニウム燃料第一開発室

- ① 東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理の終了に伴う変更
- ② 核燃料物質の定量技術開発のための非破壊測定試験の実施に伴う変更
- ③ 撤去予定のガスクロマトグラフを維持管理中の設備へ移行する変更

(2) プルトニウム燃料第二開発室

- ① 固体廃棄施設を拡張する変更
- ② 本混合工程後で取り扱うウランの濃縮度の上限を上げる変更
- ③ 核燃料物質の使用を終了したグローブボックスを解体撤去する変更

(3) 高レベル放射性物質研究施設

- ① 東京電力ホールディングス（株）が所有する福島第一原子力発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃

料及び損傷ペレット（以下単に「1F 燃料デブリ」という。）の分析の実施に伴う変更

(4) プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第三ウラン貯蔵庫

① 燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う記載の削除及び平面図を適正化する変更

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第1号への適合性 (平和の目的以外に利用されるおそれがないこと)

本申請に係る核燃料物質の使用について、使用の目的等から、平和の目的以外に利用されるおそれがないことを確認することとした。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、プルトニウム燃料第一開発室における使用の目的の変更は、東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理に係る目的を削除する変更、核燃料物質の定量技術開発のための非破壊測定試験に係る目的を追加する変更並びに高レベル放射性物質研究施設における使用の目的の変更は、1F 燃料デブリの分析に係る目的を追加する変更であり、また、その他施設の目的に変更はないことから、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないと判断した。

2. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第2号への適合性 (使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性)

原子炉等規制法第53条第2号では、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を使用しようとするときは、使用施設等の位置、構造及び設備が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「基準規則」という。）に適合することを要求している。また、基準規則においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条に該当する核燃料物質を使用する施設（以下「令第41条該当施設」という。）に適用される条項と、令第41条該当施設を除く使用施設等（以下「令第41条非該当施設」という。）に適用される条項が規定されている。したがって、審査においては、本申請の変更内容に係る核燃料物質の使用施設等が令第41条該当施設に該当するかを確認した上で、使用施設等が満たすべき基準規則のうち、本申請の変更内容に関する条項への適合性について確認することとした。

本申請では、使用する核燃料物質の種類及び数量から、令第41条該当施設であるプルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び高レベル放射性物質研究施設並びに令第41条非該当施設である第三ウラン貯蔵庫のそれぞれ変更に係る基準規則のうち、本申請の変更内容に関する各条項への適合性の確認を行った。

その結果、2.1ないし2.4に示すとおり、本申請に係る変更内容における使用施設等の位置、構造及び設備が基準規則に適合し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものと判断した。

2.1 プルトニウム燃料第一開発室 [令第41条該当施設]

2.1.1 東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理の終了に伴う変更

本申請は、プルトニウム燃料第一開発室において、東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理を終了したことから、使用の目的及び方法を削除し、核燃料物質の化合物の記載から使用済燃料を削除するとともに、東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの濃縮度に係る記載を削除するものである。

これに伴い、申請者は、線量評価の対象とする線源物質をMOX燃料へ変更する等を踏まえ、線量評価を再評価としている。

(1) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、本申請の変更を踏まえた線量評価の結果、放射線業務従事者に係る線量は最大で15.5mSv/年、管理区域境界に係る線量は最大で 9.4×10^{-1} mSv/3か月、周辺監視区域境界に係る線量は最大で 3.4×10^{-1} mSv/年であり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）に定める線量限度を下回るとしている。また、申請者は、放射線業務従事者の被ばく線量は、合理的に達成できる限り低くするとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が線量告示に規定される線量限度を下回るとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

また、東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理を終了に伴い、使用の目的及び方法等の記載が削除されていることを確認した。

2. 1. 2 核燃料物質の定量技術開発のための非破壊測定試験の実施に伴う変更

本申請は、核燃料物質の定量技術開発のための非破壊測定試験を行うことを使用の目的及び方法に追加するとともに、既許可の燃料要素組立室において、可搬型中性子線非破壊測定装置を追加して試験を行うものである。

(1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、追加する可搬型中性子線非破壊測定装置においては、密封試料を取り扱うとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、可搬型中性子線非破壊測定装置においては、密封試料を取り扱うとしていることから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

(2) 基準規則第3条（遮蔽）

「2. 1. 1 東京大学高速中性子源炉「弥生」の高濃縮ウランの受入れ及び処理の終了に伴う変更」の「(1) 基準規則第3条（遮蔽）」に記載のとおり。

(3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、可搬型中性子線非破壊測定装置は、不燃性の金属で構成されているとしている。

また、可搬型中性子線非破壊測定装置を用いた測定は、既許可の設計が維持された鉄筋コンクリート造の燃料要素組立室で実施するとしており、建屋内には、消防法に基づき、消火設備及び火災検知器を設置していることから、既許可の火災等による損傷の防止に係る設計に変更はないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、可搬型中性子線非破壊測定装置は、不燃性の金属で構成されること及び既許可の鉄筋

コンクリート造の燃料要素組立室において使用すること等を確認したことから、基準規則第4条の規定に適合すると判断した。

2. 1. 3 撤去予定のガスクロマトグラフを維持管理中の設備へ移行する変更

本申請は、令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で撤去する許可を受けたガスクロマトグラフについて、撤去の作業を行うことによって周辺設備に対して損傷を与える可能性があることから、撤去を取り止め、当該ガスクロマトグラフを維持管理中の設備へ移行し管理することに変更するものである。

申請者は、ガスクロマトグラフの配管及び電源ケーブルを切り離し、核燃料物質を使用できない状態で維持管理するとともに、負圧が維持されたグローブボックス内で維持管理し、汚染の拡大防止の措置を講ずるとしている。

規制庁は、ガスクロマトグラフの維持管理中の設備への移行に当たって、汚染の拡大防止措置の方針が示されていることを確認した。

2. 2 プルトニウム燃料第二開発室 [令第41条該当施設]

2. 2. 1 固体廃棄施設を拡張する変更

本申請は、固体廃棄施設を拡張するため、既許可の固体廃棄施設について、以下のとおり変更を行うものである。

- ・容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所について、固体廃棄物保管室(C-140、C-141)を削除するとともに、湿式室(2)の名称を固体廃棄物保管室(3)へ変更する。
- ・容器に封入した固体廃棄物を保管する場所について、固体廃棄物保管室(C-140、C-141)の名称を固体廃棄物保管室(1)及び固体廃棄物保管室(2)へ変更するとともに、固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)を拡張する。また、試験検査室(A)及び灰化試験室を削除するが、容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所として引き続き使用する。
- ・固体廃棄物保管室(1)及び固体廃棄物保管室(2)の保管能力については、200Lドラム缶換算の本数に変更はなく、内蔵放射性物質量を7.8kgPuとし、コンテナ1基当たり100gPu以下とする。また、拡張する固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)の保管能力については、200Lドラム缶換算で約1,584本(内蔵放射性物質量を31.68kgPu、ドラム缶1本当たり100gPu以下)とする。

また、拡張する固体廃棄施設の管理区域内は負圧が維持されており、管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げられており、既許可の設計に変更はない。

固体廃棄施設においては、放射性固体廃棄物は、ビニルバック又はビニル袋に収納した上で、カートンボックスへの収納又はビニルバックへ収納し二重梱包することにより閉じ込めの機能を確保する既許可の設計に変更はない。

固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)は、既許可の設計が維持された鉄筋コンクリート造の耐火構造の建屋内に位置し、建屋内には、消防法に基づき、消火設備及び火災検知器を設置していることから、既許可の火災等による損傷の防止に係る設計に変更はない。

(1) 基準規則第3条(遮蔽)

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、本申請の変更を踏まえた線量評価の結果、放射線業務従事者に係る線量の最大となる位置及び評価結果に変更はなく、管理区域境界に係る線量は最大で $9.5 \times 10^{-1} \text{mSv}/3$ か月、周辺監視区域境界に係る線量は最大で $3.4 \times 10^{-1} \text{mSv}/\text{年}$ であることから、線量告示に定める線量限度を下回るとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が線量告示に規定される線量限度を下回るとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

(2) 基準規則第24条(廃棄施設)

基準規則第24条は、廃棄施設について、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有すること、外部と区画されたものであること、必要がある場合を除き施錠を行うこと及び標識を設けることを要求している。

申請者は、拡張する固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)は、放射性固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するとしている。また、固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)は、既許可の固体廃棄施設の一面に位置しており、外部との区画、施錠及び標識の設置については、廃棄施設に係る設計に既許可から変更はないとしている。

規制庁は、廃棄施設に係る設計について、固体廃棄物保管室(3)及び湿式室(1)は、放射性固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有すること等を確認したことから、基準規則第24条の規定に適合すると判断した。

2. 2. 2 本混合工程後で取り扱うウランの濃縮度の上限を上げる変更

本申請は、プルトニウム燃料第二開発室で実施している残存核燃料物質の安定化処理を進めるため、本混合工程後においてウラン濃縮度が 5.0%以下の核燃料物質を取り扱うことから、低富化 MOX のウラン濃縮度を 1.5%以下から 5.0%以下へ変更し、残存核燃料物質ペレットのウラン濃縮度を 1.4%以下から 5.0%以下に変更するものである。

(1) 基準規則第 7 条（核燃料物質の臨界防止）

基準規則第 7 条は、核燃料物質の臨界防止について、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法とすることその他の適切な措置を講じることを要求している。

申請者は、ウラン濃縮度の変更に伴い臨界質量及び核的制限値が変更となるが、既許可の各臨界管理ユニットに設定された最大取扱量は、変更後の臨界質量により求めた核的制限値より少ない数量で質量管理することから、既許可の核燃料物質の臨界防止に係る設計に変更はないとしている。

規制庁は、核燃料物質の臨界防止に係る設計について、ウラン濃縮度の変更後においても、既許可の臨界管理ユニットの最大取扱量は、核的制限値より少ない数量で質量管理することから、基準規則第 7 条の規定に適合すると判断した。

2. 2. 3 核燃料物質の使用を終了したグローブボックスを解体撤去する変更

本申請は、プルトニウム燃料第二開発室のグローブボックスのうち、使用を終了したグローブボックス 11 基の解体撤去を行うものである。

申請者は、解体撤去するグローブボックスの核燃料物質による汚染は、可能な限り除染を行い、作業者の被ばく低減を図るとしている。

解体撤去作業を行う措置として、グローブボックスに接続されている配管は切り離し、汚染のないことを確認の上、閉止措置を講じるとしている。また、グローブボックス表面の汚染検査を行い、汚染のないことを確認するとしている。

解体撤去作業は、全面マスク等の防護具を着用した上で既許可の気体廃棄設備に接続された解体用グリーンハウス内で行うとしている。

汚染されたものを解体用グリーンハウスから搬出する際は、ビニルバックによって気密性を維持して搬出するとしており、汚染のないものについては、放射

性廃棄物でない廃棄物¹として取り扱うとしている。

解体撤去作業時の火災対策としては、防火耐熱のための養生及び消火器を設置するとしている。

解体撤去作業で発生する放射性固体廃棄物は、コンテナに収納し既許可のプルトニウム燃料第二開発室内の保管廃棄施設又は第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設へ運搬し保管廃棄するとしており、これらの保管廃棄施設は、予想される放射性固体廃棄物の発生量を考慮しても、保管廃棄するために必要な容量を有するとしている。

規制庁は、グローブボックスの解体撤去に当たって、解体撤去の方法及び廃棄物の廃棄の方法の安全対策の方針が示されていることを確認した。

2. 3 高レベル放射性物質研究施設 [令第41条該当施設]

2. 3. 1 1F 燃料デブリの分析の実施に伴う変更

本申請は、高レベル放射性物質研究施設において、既許可の使用設備を用いて1F 燃料デブリの分析を行うため、既許可の使用の目的及び方法に1F 燃料デブリの分析の実施に係る記載を追加するとともに、1F 燃料デブリを既許可のプルトニウム等の化合物として追加するものである。また、1F 燃料デブリの年間予定使用量は、既許可のプルトニウム等の年間予定使用量の範囲内とするとしている。

なお、1F 燃料デブリは、分析を行っている間は既許可の貯蔵設備で貯蔵し、分析終了後は所有者に返却するとしている。

(1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、施設内への1F 燃料デブリの搬入は、既許可のクレーンホールにおいて、輸送容器からビニルバックで気密性を維持した収納物を取り出し、既許可のセル内に搬入するとしている。セル内において収納物から金属等の不燃性容器を取り出し、容器から1F 燃料デブリを取り出すとしている。

1F 燃料デブリをセルからグローブボックスへ運搬する際は、密閉容器に収納し既許可の気送管設備を用いて運搬又はビニルバックで気密性を損なわないようにして運搬するとしている。

¹ 「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））

1F 燃料デブリを貯蔵する際は、金属等の容器に収納し、気密構造のセル内の既許可の貯蔵設備で貯蔵するとしている。

福島第一原子力発電所等の施設外への搬出の際は、既許可の物品搬入設備又はグローブボックスからビニルバックで気密性を維持した状態で輸送容器へ収納するとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、1F 燃料デブリの施設内への搬入は、既許可のセル内で行うとしていること、1F 燃料デブリの分析は、既許可のセル及びグローブボックスにおいて行うとしていること、1F 燃料デブリの貯蔵は、金属等の容器に収納し既許可のセル内の貯蔵設備で貯蔵するとしていること、施設外への搬出の際は、気密性を維持した状態で行うとしていること等を確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

(2) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、本申請の変更を踏まえた線量評価の結果、放射線業務従事者に係る線量及び管理区域境界に係る線量は最大となる位置及び評価結果に変更はなく、周辺監視区域境界に係る線量は最大で $3.4 \times 10^{-1} \text{mSv/年}$ であることから、線量告示に定める線量限度を下回るとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視区域境界に係る線量が線量告示に規定される線量限度を下回るとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

(3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等について、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリの分析は既許可の設計が維持されたステンレス鋼等の不燃性材料で構成されるセル、グローブボックス及びX線回折装置等で実施するとしている。また、建屋内には、消防法に基づき、消火設備及び火災検知器を設置していることから、既許可の火災等による損傷の防止に係る設計に変更はないとしている。

また、1F 燃料デブリについては、水の放射線分解により水素ガスが発生する

が 1F 燃料デブリから水素ガスが最も多く発生した場合、かつ、最も体積の小さいグローブボックスで開放された場合でも、水素濃度が爆発下限濃度である 4%を下回るため爆発のおそれはないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、1F 燃料デブリの分析は、既許可の設計が維持されたセル等で実施すること及び 1F 燃料デブリに含まれる可能性のある水素を評価した場合でも、水素濃度が爆発下限濃度を下回るとしていること等を確認したことから、基準規則第 4 条の規定に適合すると判断した。

(4) 基準規則第 7 条（核燃料物質の臨界防止）

基準規則第 7 条は、核燃料物質の臨界防止について、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じることを要求している。

申請者は、1F 燃料デブリを取り扱うセル及びグローブボックスにおける 1F 燃料デブリの取扱制限量は、既許可の当該セル及びグローブボックスに設定されたプルトニウム等の核的制限値又は核燃料物質取扱制限量より少ない数量で質量管理することから、既許可の核燃料物質の臨界管理に係る設計に変更はないとしている。

規制庁は、核燃料物質の臨界防止に係る設計について、セル及びグローブボックスでの 1F 燃料デブリの取扱制限量は、既許可のセル及びグローブボックスの核的制限値又は核燃料物質取扱制限量より少ない数量として質量管理することを確認したことから、基準規則第 7 条の規定に適合すると判断した。

(5) 基準規則第 23 条（貯蔵施設）

基準規則第 23 条は、貯蔵施設について、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有していることを要求している。

申請者は、追加する 1F 燃料デブリについて、セル内に設置された既許可の貯蔵設備に貯蔵するとしており、1F 燃料デブリの貯蔵量を考慮しても、当該貯蔵設備は既許可の最大収納量に変更なく必要な容量を有するとしている。

規制庁は、貯蔵施設に係る設計について、1F 燃料デブリをセル内に設置された既許可の貯蔵設備に貯蔵するとしていること、1F 燃料デブリの貯蔵を考慮し

ても、必要な容量を有するとしていることを確認したことから、基準規則第 23 条の規定に適合すると判断した。

2. 4 プルトニウム燃料第一開発室 [令第 4 1 条該当施設]、プルトニウム燃料第二開発室 [令第 4 1 条該当施設]、プルトニウム燃料第三開発室 [令第 4 1 条該当施設]、プルトニウム廃棄物処理開発施設 [令第 4 1 条該当施設] 及び第三ウラン貯蔵庫 [令第 4 1 条非該当施設]

2. 4. 1 燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う変更

本申請は、令和 2 年 10 月 15 日付け原規規発第 2010158 号の許可による燃料製造機器試験室の管理区域の解除が完了し、核燃料物質を使用する施設から除外したことから、非常用電源設備及び窒素ガス供給設備の供給先の一部として記載のある燃料製造機器試験室をプルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第三ウラン貯蔵庫の本文記載から削除するとともに、平面図においては燃料製造機器試験室の名称を倉庫に変更し、燃料製造機器試験室の一部である排水受槽の記載を削除するものである。

規制庁は、本変更は、燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴って、本文及び平面図から記載を削除するものであり、使用施設等の位置、構造及び設備の安全設計に影響を与えるものではないことを確認した。

2. 5 記載の適正化

規制庁は、本申請は、基準規則への適合性の記載について、既許可の記載と整合させる等の記載の適正化であり、使用施設等の位置、構造及び設備の安全設計に影響を与えるものではないことを確認した。

3. 原子炉等規制法第 55 条第 3 項において準用する第 53 条第 3 号への適合性 (技術的能力)

本申請に係る核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力について、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成 16 年 5 月 27 日原子力安全委員会決定）を参考に、申請内容を踏まえ核燃料物質の保安管理に関わる組織、技術者の確保、経験及び教育・訓練等を行う体制が構築されているか又はその方針が示されているか確認した。

申請者は、核燃料物質の保安管理に関わる組織について、組織改正及び燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴い組織図を変更するものであり、技術者の確保、

経験、教育・訓練等を行う体制に変更はないとしている。

規制庁は、申請者の技術的能力について、組織改正に伴う組織図の変更であり、核燃料物質の保安管理体制が維持されていることを確認したことから、核燃料物質の使用等を適確に行うに足りる技術的能力があるものと判断した。

4. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第4号への適合性 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備)

本申請に係る使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定に適合しているかについて確認することとした。

規制庁は、本申請において、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、品質管理基準規則に適合するものと判断した。